

# いじめ防止等対策概要

盛岡みたけ支援学校 H26.2.14

いじめを許さない

全教職員の  
共通認識

いじめ防止等  
委員会の設置  
(第22条)

- ・校内組織に位置付け(学校長所管)
- ・【校長、副校長、学部長、学年長、生徒指導部、養護教諭、学校評議員、PTA代表(会長等)】
- ・年間2回会議開催(学校評議員会開催日)

各分掌での  
取り組み

- ・生徒指導部(いじめに関するアンケートの実施、集計、分析)
- ・教務部(いじめの記録、保管等の検討)
- ・保健部(児童生徒の変化の確認等)

教職員

- ・思いやりの心、命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実
- ・保護者からの相談や情報の共有、早期発見
- ・いじめ相談窓口の設置(各学部主事、副校長)

地域

- ・地域からの情報提供(小学校・中学校との連携)
- ・地域への学校理解の啓発(校報の配布)

関係機関  
との連携

- ・学園、福祉関係等との情報の共有、収集
- ・警察等との連携

重大事案発生時  
対応  
【第28条】

- ・調査委員会の設置(いじめ防止等委員会委員、当該担任等他、学校長が必要と認めた委員)
- ・①いじめにより当該学校に在籍している児童等の生命、心身又は重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき